二　第七十五条の二の規定により同法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下この号において「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十四条第三項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの間に福島県知事の指定を受けた個人	当該指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間	福島県の区域内に所在する当該提出特定事業活動振興計画に定められた同条第一項に規定する特定事業所において福島県の区域内に所在する事業所に勤務する特定被災雇用者等（平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）のその他の政令で定める雇用者	百分の十
三　福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等促進計画」という。）の同法第八十四条第四項に規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの間に同法第八十五条の二第三項に同法第八十四条第二項に規定する認定を受けた個人	当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該個人が同法第八十四条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）	当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域内に所在する同条第四項に規定する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務するその他の政令で定める雇用者	百分の十五

第十条の三の二第四項中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定の適用を受けようとする個人（以下この項において「適用個人」という。）がその年において前項の表の二以上の号の第一欄に掲げる個人に該当する場合における同項の規定の適用については、当該適用個人の選択により、当該二以上の号のいずれかの号の第一欄に掲げる個人にのみ該当するものとして、同項の規定を適用する。

第十条の四第一項中「第十条第五項第三号」を「第十条第五項」に改める。

第十条の五の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に、「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に、「復興産業集積区域内において開発研究の用に供される」を「復興産業集積区域内において当該個人の当該」に、「その開発研究の」を「その」に、「当該個人の開発研究の」を「その」に改め、「第一号において「普通償却額」という。）」を削り、「次の各号に掲げる」を「当該」に、「区分に応じ当該各号に定める」を「取得価額の百分の三十四（当該個人が、租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、百分の五十）に相当する」に改め、同項ただし書中「同条第一項」を「所得税法第四十九条第一項」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第十条第七項第七号」を「第十条第八項第七号」に改める。

第十一条の二を削る。

第十一条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、船舶若しくは車両及び運搬具」を「若しくは船舶」に、「、船舶並びに車両及び運搬具」を「並びに船舶」に、「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改め、同項の表の第三号の上欄中「船舶又は車両及び運搬具で」を「船舶で」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十条の五第二項」に、「次条第一項本文」を「第十一条の二第一項本文」に改め、同条を第十一条の二とする。

第十条の五の次に次の一条を加える。

（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十一条　福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当する個人が、同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）内に、当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち新たな産業の創出若しくは産業の国際競争力の強化に資するものとして政令で定めるもの（以下第三項までにおいて「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該新産業創出等推進事業促進区域内において当該個人の当該開発研究の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該開発研究用資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

２　前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける開発研究用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

３　第一項に規定する認定事業者に該当する個人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額（租税特別措置法第十条第八項第七号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

４　前条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前条第四項中「第十条の三中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第十一条の三の二第三項第一号中「第十条の二第一項」の下に「（同項の表の第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）」を加え、「同項に規定する特定機械装置等」を「同表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同項第二号中「の規定　同条第二項」を「（同条第一項の表の第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定　同条第二項」に改める。